

介護保険料の決め方と納め方

■ 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料の決め方

65歳以上の人の保険料は、各自治体で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」もとに、所得に応じて決まります。また、この「基準額」は3年ごとに見直されます。令和3年～5年度の福島町の介護保険料は、次のとおりです。

段階 (保険料率)	対象者	年間保険料 (月額)
第1段階 (0.30)	世帯全員が町民税非課税	老齢福祉年金を受けている人又は生活保護受給の人 前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円以下の人
第2段階 (0.50)		前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円を超え、 120万円以下の人
第3段階 (0.70)		前年の本人合計所得+課税年金収入が120万円を超える人
第4段階 (0.90)	世帯の誰かが町民税課税	本人が町民税非課税で前年の本人合計所得+課税年金収入 が80万円以下の人
第5段階 (1.00)		本人が町民税非課税で前年の本人合計所得+課税年金収入 が80万円を超える人
第6段階 (1.20)	本人が町民税課税	前年の本人合計所得が120万円未満の人
第7段階 (1.30)		前年の本人合計所得が120万円以上210万円未満の人
第8段階 (1.50)		前年の本人合計所得が210万円以上320万円未満の人
第9段階 (1.70)		前年の本人合計所得が320万円以上の人

（単位：円）

■ 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料のおさめ方

○特別徴収（年金から差し引き） 年金が年額18万円以上の人には定期の年金支払いの際に、年金から保険料があらかじめ差し引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

※年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納める場合があります。

- ・年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金（老齢（退職）、遺族、障害）の受給が始まった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- ・年金が一時差し止めになった場合

○普通徴収（納付書払い、口座振替）

年金が年額18万円未満の人は、役場から送付される納付書や口座振替にて、指定の金融機関などを通じて保険料を納めます。

※役場から納付書を送付する際に、口座振替の申請書を同封しますので、役場または各金融機関にて手続してください。

■40歳～64歳の人（第2号被保険者）の保険料の決め方加入している医療保険の算定方法によって異なります。

■40歳～64歳の人（第2号被保険者）の保険料の納め方加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

介護保険料を滞納した場合

■介護保険の財源構成

介護保険の財源構成は、50%が公費、23%が65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料、27%が40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料となっており、財源の半分が保険料でまかなわれています。

■保険料を滞納すると・・・

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割または2割*ですが、保険料を滞納すると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると	1年6か月以上滞納すると	2年以上滞納すると
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとから保険給付分（9割または8割）が支払われます。	費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めになり、滞納していた保険料に充当される場合もあります。	サービス利用時に利用者負担が3割になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

■やむを得ない理由で保険料を納められない場合は

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなった場合は、保険料の減免措置や、納付猶予が受けられることもありますので、お早めに役場までご相談ください。